

平成29年第2回定例会議事日程（第4号）

平成29年6月22日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第26号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第27号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第28号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第7 請願第1号 玄海原発の再稼働に反対する請願（継続審査分）
- 日程第8 議案第34号 財産の取得について（吉富小学校ICT環境整備機器購入）
- 日程第9 閉会中の継続審査の申し出について

平成29年第2回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成29年6月22日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月22日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 今富壽一郎 | 会計管理者 | 田中 修 |
| 教 育 長 | 皆尺寺敏紀 | 住 民 課 長 | 瀬口 浩 |
| 総 務 課 長 | 守口 英伸 | 健康福祉課長 | 上西 裕 |
| 企画財政課長 | 奥田 健一 | 産業建設課長 | 赤尾 慎一 |
| 税 務 課 長 | 小原 弘光 | 上下水道課長 | 和才 薫 |
| 教 務 課 長 | 瀬口 直美 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-----|-------|
| 局 長 | 奥邨 厚志 |
| 書 記 | 太田 恵介 |

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第26号から日程第7、請願第1号までの5案件を、一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。

総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について、所管事項、請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願（継続審査分）。

去る6月13日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、歳入の雑入で消防団員退職報償金が上がっているが、説明を求めます。団員の確保は今でも難しいのだと思いますが、女性団員の加入を考えたことはありませんか。

役場庁舎増改築工事に伴う設備整備委託料の内容の説明を求めます。通信機器の移動の際、新しい通信に対応するように考えていますか。委託業者は、入札で決めるのですか。

学校運営協議会運営助成金は、どのように使うのですか。

地方債現在高に関する調書について、この調書は正しいのでしょうか。前回（第1号補正）の調書は正しくないということですか。差し替えるとなれば、（第1号補正）は議決もされ、告示もされています。法的に問題はないのですか。

給与費明細書の級別職員数で、補正前に6級の方がいなかったが、補正後3名になっている。

6級とは相当困難な業務を処理する課長の職務であり、相当困難な業務を強いられていて、それに報いるような等級だろうと思います。どのような経緯で評価され、どういうふうに決めたのですか。推薦の候補者は何名だったのですか。6名のうちから3名をチョイスした根拠は何ですか。

職員数が2名の欠員とありますが、今年度の職員採用計画についてお尋ねします。4名の職員採用をしたいということですが、突然の退職とかもあるので、補欠をとっておく考えはありませんか。今までそういうことをしたことがありますか。

休職中の方がいますが、今後、休職が続くとどうなるのですか。3年間以後は失職するということですが、これは変えられないのですか等々の質疑がなされ、意見では、職員は、少数精鋭で町の執行をされており、非常に職員にとってストレスが多いということが考えられると思います。それを解消する方法は、ある程度職員を入れる。しかし、今言ったように79名ということがあります。臨時職員を入れて、必要などころにはそういう人員を確保しながら、職員の健康状態にも配慮しながら、町民の負託にも応えていただきたいと思って賛成意見とします等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願についてであります。

請願紹介議員の岸本議員より説明があり、意見では、非常に、国民生活、我々町民にとっても、健康、生活にも重要なことを占めている原子力発電所稼働再開に対する請願です。専門委員会が、安全だと結論を出しました。それより前に、専門委員会が、規制、基準を非常に厳しいものにしたと聞いております。その基準に合致している。安全宣言したと同じだと私は考えております。しかも、中立的な立場である各裁判所が、一部稼働差しとめを採用したところが2件あったかと思いますが、そのほかは、精査した結果、再稼働差しとめを否決。もう一度、九電とかそういうところに戻したわけです。判断をお任せし、安全はいいということだろうと思います。確かに原発の重大事故があったときに、停電にはなりませんでした。それは、各日本の発電所の対応の仕方、全企業が自前の電気、発電所を一般の電気にも供給するというようなネットワークを駆使してやりました。それは、特別な例です。緊急事態です。緊急事態がずっと続いているのは、おかしいと思いますので、早く正常に戻す。要するに原発、水力、自然発電、そういうもののバランスをちゃんと保ってやりましょうと。しかしながら、徐々に原発を少なくして、最終的にはゼロ、そういう目標はしましよとなつていっていると思います。とは言うものの、社会生活、町民、庶民の生活を守る電気代が徐々に上がっております。発電所は法律で、例えば原油、重油が、燃料費が上がれば、電気代に加算してもいいんだということでした。だから、どんどん上がっていく、これからは上がる可能性があるわけです。自然の発電力がまだ不安定なのは、皆さん御存じのとおりだと思います。でも、科学の力で徐々にそのバランスをよくするように動くのだろうと思いますが、この議案は否決させていただいて、原発の再稼働を後押ししたいと考えております。

私は前回賛成の弁を述べたのですが、私自身としては、若いときに、この原発に対しては、つくづくことに反対の闘争に加わった人間です。継続審査と決定されてから、町民の多くの方から、専門委員会が認めた。将来終えんを迎えるためにも、運転を継続しながらその事実にもっていくのが、日本にとって一番、最良の道じゃないかという意見をいただきました。確かにその言葉も一理あるなど今思うに当たり、心情的には提案者に賛成したいところですが、継続の意味を込めて、もっとこのことについては町内でも議論を巻き起こしたいと思いながら、賛成は留保させていただきます、反対します。

電気代が上がろうとしている、上がっている。これは、福島東電とか、それにかかわる政府の政治的な問題です。熊本地震後に、規制委員会前委員長代理の島崎邦彦氏が、地震対策の不十分さを指摘していたにもかかわらず、これを無視して適合とされたものです。想定外のいろんなことも起こりますし、今それがいいからと言って、安全性は全然担保されていません。福島も、安全だ、安全だと言われてきたわけです。ところが、安全じゃなかった。そして、その被害たるや、すさまじいものです。玄海原発は吉富町と関係あるのです。風が吹けば来ます。現に、玄海原発の近隣の首長さんの中にも3名ほど反対しておられるということも聞いております。住民の命、健康を守るためにも再稼働をするべきではないし、そうじゃない方向で発展していく、それを求めていくことが大事だと考え、賛成します等々の意見がなされ、採決では不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。

福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について、所管事項、議案第27号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第28号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第33号町道路線の認定について。

去る6月13日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、社会福祉費に臨時職員賃金が上がっているが、何か経験、資格を有した方に来てもらうのですか。

幼保一体化施設こどもの森費の給料等の減額に関連して、保育士は、早くやめていく人が多い

気がするが、長く勤めている人がいますか。臨時職員の入れかわりは、多いのですか。

商工費のプレミアム商品券発行事業は、いつまで続けるのですか。プレミアム商品券に限らず他の方法を検討、する予定があるのですか。企画するのは商工会だが、商工会が言えば永遠に続けていくのですか。

道路新設改良費の土地分筆登記等手数料や測量等業務委託料の金額が大きいですが、業者選定は、入札で決めるのですか。

楡生の村中道路は、前年度工事する予定が、購入者が買わなくなったので、今年度行う、再設計をしたと聞いたが、いつ議会に説明があったのですか。工事費など28年度予算だったものをそう簡単に流してもよいのですか。所有者と購入者に話を聞いて土地の変更、設計の変更をしたということだが、公益性、公平性は図られているのですか。

雨水に関しての法律もあって、高いところから低いところに流れる雨水対策も必要。土屋の道路もそういうことを考えながらするのですか。

河川海岸費の山国川樋管管理費は、何箇所あるのですか。各地区の人に任せていますが、何人でしているのですか等々の質疑がなされ、意見では、道路工事に関して、今まで計画というのは、吉富町狭隘道路計画ということで進めているのだと思うのですが、中身がよくわからない。毎回補正予算で上がってくるのだが、いつの間にか流れていたりもする。進捗状況がこちらから聞かない限り一切わからないので、今のところこの予算の執行に関しては、賛成しかねます。等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、歳入で国民健康保険共同運営準備事業費補助金は、今年度中に県に移管するためのものと思うが、現在の進捗状況はどうなっていますか。

税率のたたき台的なものは示されていないのですか。所得階層によって変わるとは思うが、全体的に吉富町は上がりそうなのですか。

保険料が変わった場合の据え置きや段階的に上げるなど猶予期間とかをつくるのですか。

備品購入費の内容を教えてください。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、配水池建築工事について、今ある配水池を崩さずに、新しい配水池の2棟のうち1棟目を建設するが、出来上がって水を切り替えるときに赤水とかが混じったりはしないのですか。

周辺地域の方からは問題もないと聞いているが、今吉、別府方向では、すごく音が響くと聞いています。町にそういう苦情等が入っていますか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号町道路線の認定についてであります。慎重に審査を行いました。

質疑では、今回の新設道路は、幅員5メートルと言っていたが、6メートルではないのですか。不動産鑑定を入れて行うのですか。

集会所に向かっての避難道路的なものを町主体でつくりたいということだが、防災道路のようなものであれば、土屋の村中道路ではなく、こちらの方に防火水槽がいるのではないですか等々の質疑がなされ、意見では、この道路については、現地を見てみないと正直わからない。車でここを歩いて見ても場所がよくわかりませんでした。現時点でこれを認定することに賛成しかねます。等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第26号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についての反対討論を行います。

今回の補正予算審議の過程において、予算書の不備を指摘した。それに対し、3月24日に議決された補正予算（第1号）に対し、6月議会の審議中に1枚のペーパーを配付して、今回が正しい、前回は間違いなので訂正であるとの説明であった。議会の予算審議と議決は款項であり、地方債の現在高並びに見込みに関する調書のページは参考資料程度との認識なのかもしれないが、予算書とはその程度のものなのか。議会の議決とはそんなに軽いものなのか。

その上で、不備の内容は、歳入9款普通交付税510万円、同じく歳入20款緊急防災・減災事業債960万円、一般単独事業債1,530万円に関する説明資料であり、その款、そのものが信頼できないことになる。このような安易かつ不誠実な対応は住民と議会への軽視であり、信頼性に欠ける予算書に対して賛成することは住民負託を受けた議会議員としてはできませんので、

補正予算（第2号）に対しては反対といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 楡生村中道路工事に関して、この間の経緯の説明を受けました。

その説明の中で公益性、公平性、さらに予算の権威が軽んじられているのではないかとの疑問を持ちました。説明を受けたそういったあり方については、今後検討すべきではないかとのことを指摘した上で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。

平成29年度一般会計補正予算（第2号）への反対討論を行います。

実は、私、総務委員会では賛成をいたしました。理由は別のところで賛成いたしまが、いろいろその後、有権者の方にも、質問させていただいて勉強した結果、反対討論すべきだと変わりましたので反対討論させていただきます。

今回、吉富町議会、平成29年第2回定例町議会に提出された議案は、予算案件が3件、人事案件が4件、その他案件で町道路線認定1件、報告案件5件です。

特に、予算案件第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）は、歳入9款地方交付税、13款国庫支出金、14款県支出金、15款財産収入、19款諸収入、さらに20款町債、それらの収入による歳出補正予算書には2款総務費から10款教育費までの町民福祉、町民安心・安全の住環境、教育環境整備に関する重要な審議でありました。審議資料にも計6ページ、合わせて25ページの予算書であります。町長、執行部も議会もともに有権者、納税者からの負託を受けております。

今回、提出された予算書につづられている地方債の現在高並びに見込みに関する調書の不備の指摘に対し、審議議決は款項による、調書の不備は軽微なものともいうのか、予算決算書は科学とも言える。数字、数式の間違いを正すには正しい数字が大前提である。この予算書に正しい数字によるものか否かが不明では、議決に達するには納得がいけない資料が含まれているやもしれないので、町民、納税者からの負託に応えられない。

以上の理由により、補正予算（第2号）には反対をいたします。

以上。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 補正予算（第2号）について、賛成討論いたします。

3・11東北大震災以降、防災・減災を目的とした狭隘道路の拡幅について、国はもとより各自治体も安心・安全の町をつくるために力を入れています。私も町議会においてそのことを問い、

要望もしてまいりました。

そして、今回この補正予算内には狭隘道路の進捗をあらわす予算が計上されています。このことについては2年ぐらい前から計画に上がっていた場所もあるんですけども、担当課の並々ならぬ行政的活動の中でようやくまとまって、いよいよ実現を見るに当たったというふうに理解しています。

今後とも、この町内を安心・安全な町にするためにも、一層の励みを期待しながらこの補正予算（第2号）に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第26号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第27号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第27号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第27号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対しての賛成討論を行います。

県への移管が残り1年を切っている。税額の上昇や移管後の内容について、分かりやすい説明

を十分に行っていただくこととして賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第28号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第28号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第33号 町道路線の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第33号町道路線の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 議案第３３号町道路線の認定について、賛成討論を行います。

この新設道路は町独自計画の災害用避難道との説明であった。地権者と周辺住民への十分な説明と公平性のある土地取得を前提として賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 町主導の新設道路と説明を受けました。非常に私の視点になかったことだったので、非常にいい案だと賛成いたします。

以上。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第３３号町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第 7. 請願第 1 号 玄海原発の再稼働に反対する請願（継続審査分）

○議長（若山 征洋君） 日程第 7、請願第 1 号玄海原発の再稼働に反対する請願（継続審査分）を議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。本案に対して反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 玄海原発の再稼働に反対する請願に対して反対討論を行います。

玄海原発再稼働については、国民としての不安な声は残るが地元自治体である玄海町が3月初旬に同意を表明し、佐賀県議会も容認決議可決、同じく佐賀県知事も4月に同意を表明しており、地元の判断を優先すべきと考え、当請願には賛成いたしかねます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全体として人類はいまだ原子力を制御できておりません。使用済み核燃料の現実的な始末の方法さえ獲得していません。その人間がつくった安全基準なるものが安全を担保しないことは既に福島の実態が示しています。ましてや玄海原発など自治体の首長、議会が賛同あるいは承諾しているからといって、それが安全であることの証明にはなりません。私たちは、本町の住民の生命と健康を守る立場に立って判断するべきであり、その立場に立てば再稼働に反対するべきです。請願に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

御異議がありますので、これから請願第1号を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立1名であります。よって、請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願（継続審査分）は不採択と決定されました。

日程第8 議案第34号 財産の取得について（吉富小学校ICT環境整備機器購入）

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案がございました日程第8、議案第34号財産の取得について（吉富小学校ICT環境整備機器購入）を議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第34号財産の取得について（吉富小学校ICT環境整備機器購入）。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、財産の取得案件1件について、追加提案し、御審議をお願いする

ものであります。提案理由について、御説明申し上げます。

議案第34号は、「財産の取得について」であります。

吉富小学校ICT環境整備機器の購入について、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定により随意契約を行い、議案書にありますとおり、株式会社富士通マーケティング九州支社が契約相手予定者に決定いたしましたので、物品売買契約を締結し、この財産を取得するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

追加提案議案書1ページをお願いいたします。議案第34号財産の取得について。

次のとおり、財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

1、財産の名称、吉富小学校ICT環境整備機器。2、納入場所、吉富町大字広津665番地1。3、契約の方法、随意契約、指名型プロポーザル。4、契約金額、2,068万7,400円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税額153万2,400円。5、相手方、福岡県福岡市博多区東比恵3-1-2、株式会社富士通マーケティング九州支社、支社長夏堀隆善。

今回、吉富小学校ICT環境整備機器の購入について、去る平成29年6月9日、指名型プロポーザルを実施し、資料ナンバー4、プロポーザル実施概要のとおりとなり、株式会社富士通マーケティング九州支社を契約予定者に決定しましたので、この財産の取得をするに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回のICT環境整備に関して、全協でいろいろ詳細はお聞きしました。あと3月の予算時にたいがいのことは聞いていますが、今回契約をしたということなので、それにかかわる質問をちょっとさせてほしいんですが、1点が、この富士通マーケティング、こちらの会社が授業に直接入って来て教えたりとか何かかかわる、要は富士通マーケティングが学校、生徒たちにどのような形でかかわるのかという点が1点。

もう一つは、これ大事な部分だと思うんですが、これプレゼンテーションを行って、多分、富

士通が契約したんでしょう。ということは、多分こういうふうな授業をやっていけばこういうふうになりますという長いスパンの計画があると思う、最低限1年の。それをちょっと議会のほうに、今でなくて結構なんで、今後授業でどういうふうにかかわっていきますというものをお示ししてほしい。そうしないと、契約しました、あとどうなるかがわからないんで、今の現時点では、それをまた後日もらえるか、ちょっとその2点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今後、今、予定者として富士通マーケティングが契約予定者となっているんですが、実際に今後導入するに当たって生徒に対してどのようにかかわってくる、この富士通マーケティングが直接入ってくるのかという御質問が1点目だったと思いますが、今回の契約の内容の中に当然タブレットの購入と、あとそれに対するソフト、あるいはそれを活用するための支援員の配置というものも入れております。ですから、この支援員の配置につきましては、定例的に学校の中に今後入ってきますので、先生方の授業をする際への授業のつくり、組み立てをするときの支援もしますし、実際に授業の中でタブレットを使いますというときにはその支援員等も入っていただいて、最初はなれませんが生徒も先生も使い方等について機械の使い方も含めたところで課題があればそこは支援をしていくという形で、直接、富士通マーケティングのこの契約の中で支援員を配置しているものが入って行くようになっております。

2点目の今後のこれを使うに当たってどのようにということの資料ということになりますけれども、それは今回の契約後、8月末までで機器は導入されるんですが、その後の活用の計画ということでもよろしいんですかね。

それは、どういう形で議会の方にというところはわかりませんが、また協議をさせていただいて、全員協議会の中で財産、この活用をどのように行っているかという御報告が必要があれば、そのときは協議をしてさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明でいいと思います。別に議会に特別何かしてくれという話ではなくて、例えば親御さんたちにも、今後、吉富町でこういうふうにしますというのを出すと思うんです。そういうのがないと多分皆さんわからないんで、ちょっとそれを1点欲しいなということと、先ほど富士通の方が定期的に入って来てくださるということなんで、十分当たり前に大事なことです。多分先生たちにこれしてほしいといっても無理だと思いますから、これは大事なんですけど、ただこの方たちは教育者じゃないんで、そこについての配慮、そういうものはどうなるんでしょうか。ちょっと1点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今、山本議員さんの御質問のとおり、あくまで支援員はこの機械を活用するためにこちらが配置していただく情報機器に対しての専門的知識を有している支援員ですので、あくまで、例えば授業に参加しても、授業については教師先生が行います。

この活用の具体的な機械の使い方であるとか、そういうものに対してのみの支援をするということと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そもそも論ですが、小学校の教育にパソコンとか、いわゆるITの機械を導入するというのは時代の要請だろうと思います。しかしながら、それに頼ってはいけないという、そのバランス感覚というんですか、大変興味を持ってそういうことに打ち込んでいくというのは非常によろしいと思います。と私も考えますが、新教育長に小学校教育の現場にIT、こういうものをパソコンとか、そういうものをどのようなことで導入して、配慮はどういうふうにするとか何か、突然の質問で申しわけないんですが、その辺、披瀝をお願いいたしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 私も実を言うと余り得意ではございませんで、非常に申しわけないんですけど、よその先進的な学校を拝見いたしますと、今、目の前に子供のノートの状態が瞬時に前に投影されたり、それが比較されたり、あるいは図形で言いますと移動したりする。非常に視覚的に子供にとってわかりやすい教材の提供ができるというのもあって、また、今、調べる学習でもインターネットが盛んですけれども、情報の収集に関しても非常に効果を発揮している。また、子供たちが発表するときにプレゼン、表現のあり方も大きくここで変わってくる。非常に教育的効果が期待されるところでございます。

また、特別支援の必要なお子さんにとっては小さい字を大きく見せたい、あるいは書き順がわかりやすく示されたり、こういったかなり大きな教育効果を期待するところでございます。

ただ、このデジタルに余り頼り過ぎますと一番心配するのがインターネット等を活用することによる人権侵害であったり、あるいはそれに依存してしまうような、今スマホとかが非常に依存傾向が高い。そういった体質は読書とかアナログのものとデジタルのものとはバランスよく、やはり計画的に使用していく必要があると思っています。

非常に乏しい知識の中で答えたので十分ではないかもしれませんが、おおむねそういうふうなことを考えております。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 教育長としての大所高所の御意見をいただきましてわかりやすかったと思います。

日ごろから私思っているんですが、こういうデジタルの機械は検索に非常に便利ですよね。今、お言葉の中にありました辞書を見るとか図鑑を見るとか調べるとかページをめくるとか、そういうことも大変重要と思います。

その一方では、今言ったようにただ探すのではなくて、それをうまく利用すればその効果が倍じゃなく数倍にもなるというようなイメージをお聞かせいただいたんですが、学校における辞書の使い方、今までの国語辞典とか百科事典とか、これもちょっと違うかと思いますが、質問でちょっとどういうふうな授業の使い方、今もう全然使っていないのでしょうか。その辺、ちょっとあわせてお聞かせ願えればいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 辞書に関しましては、国語辞典に関しては小学校3年から、使い方の指導は。漢和辞典では4年になる。その学年はちょっと済みません。ただその辞書を使う作業というのは非常に大事です。やってある先生は正直、小学校1、2年から使うことにしています。使ったところに付箋を全部張って子供の辞書が手あかまみれになって付箋だらけになっている、そういうところも使用したクラスは非常に学力が高いんで、そういう傾向がございます。ですから、私もどっちかっていったらパソコンの画面を見ながら物を考えることができないほうなんで、紙ベースじゃないと、非常に古い人間で申しわけないんですけど、だから、そういった辞書とか使うとかはこれはまたコンピューターと同時に必要なものだろうと思います。ですから、これによって図書が低減されたりとかいうことは余り考えちゃいけないだろうと思います。ようするに答えになるかどうかはわかりません。大変大ざっぱな答えで申しわけないんですが、以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会の付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の財産取得について、吉富町小学校に対するICTの環境整備機器導入ということでございます。

このICTというのは一般的にもちょっと知らない方が多いのかと思うんですが、単純に言うところにはITなんです。よく皆さんが聞いているITという間にCが入る。これ、簡単に言うと僕が言うのがいつもITの間にCが入るのは活用というんです。ITの活用。ITというのはパソコンとかスマホとか携帯電話とか、こういうものを機器をいう。ハードディスクをいう。これはソフトをいうということなんで、これは大変今からの世の中大事なことだと思います。特に社会や企業では、今はエクセルというものが全ての文章をつくったりとかの基本になるんで、今回アイパッドではなくウインドウズを入れてこういうのを活用するというのは大変いいと思います。私もワープロ時代よりもう30年以上こういう機器を使っているんですが、今からの世の中こういうのを知らないというのは大変不利になると思っております。ただし、危惧されることが、こういうものに頼るといことになると、今度は活字離れとか、先ほど教育長も言われましたが、本とかそういうものを今度自分で探す能力が欠落するということも指摘されています。そこは十分に配慮されて、先ほど富士通マーケティングの方があくまでも支援員として来られるということでしたが、この方々はいろいろな学校を見ているはずですから、プレゼンテーションでここは高評価を得たんだと思います。ということは、いろんな学校での取り組みもわかっていると思います。ですから、その方々からせつかくこの機器を導入するんですから、知識もノウハウもいろいろと吸収しながら子供たちにぜひこれを生かしていただきたい。あくまでも、このICTは普通の授業の補足のものであると。これがメインではないということで、今後の小学校への教育行政を行っていただけると期待して、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 結論は賛成ですが、今、教育長のお考えを聞けまして、この最先端の道具に対する扱い方、運用の仕方、それから気構え、そういうものが聞かれました。新教育体制になって非常に明るいような気がしました。ぜひとも頑張ってやっていただきたいと思っして、賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号財産の取得について（吉富小学校ICT環境整備機器購入）は原案のとおり可決されました。

日程第9. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分閉会
